

市民協働条例調査特別委員会
(意見交換会)

(平成26年4月8日)

○ 樋口博己委員長

改めまして、こんにちは。

それでは、午前中に引き続きまして委員会を再開させていただきたいと思います。

本日午後から、この先、パブリックコメントをするわけでございますが、その前に一番関係する団体の皆様から直接ご意見を賜りながら、しっかりとした合意形成をしながら、この条例をつくり上げていきたいというような思いの中から、今回は日ごろ本当にお世話になっております四自連の役員の皆様、7名の方にお越しいただきました。改めまして、本当にありがとうございます。

私は委員長を務めております樋口博己です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、順次、委員のほうから自己紹介をさせていただいた後に四自連の役員の皆様の自己紹介をお願いできればと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○ 伊藤嗣也副委員長

副委員長をさせていただいております伊藤嗣也と申します。どうか本日はよろしく願いいたします。

○ 三平一良委員

委員の三平一良でございます。どうぞよろしく。

○ 小林博次委員

委員の小林博次です。どうぞよろしく。

○ 川村高司委員

川村高司でございます。よろしく申し上げます。

○ 豊田政典委員

豊田政典でございます。よろしく申し上げます。

○ 笹岡秀太郎委員

笹岡秀太郎でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○ 山口智也委員

山口智也でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○ 中森慎二委員

中森慎二でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○ 加納康樹委員

加納康樹と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○ 芳野正英委員

芳野正英です。どうぞよろしく申し上げます。

○ 森 智広委員

森 智広です。よろしくお願いたします。

○ 早川新平委員

早川新平です。よろしくお願いたします。

○ 山本里香委員

山本里香です。よろしくお願いたします。

○ 樋口博己委員長

それでは、小川会長から自己紹介をよろしくお願いたしたいと思えます。

○ 小川泰雪四日市市自治会連合会会長

会長の小川でございます。よろしく申し上げます。

先ほど真剣な討議を拝聴させていただきまして、既に3年になると伺いました。私の知

っている範囲では、5年前からもあったかと思ひまして、5年近くにわたって粘り強いご審議、ご討議、本当に敬意を表するところであります。また、今回、こうして私どもとの懇談会も持っていただきまして、感謝している次第であります。きょうはよろしくお願ひいたします。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

羽津地区連合自治会長の味香でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 堀 丈夫四日市市自治会連合会副会長

富田地区連合自治会長の堀です。よろしくお願ひします。

○ 野崎譲二四日市市自治会連合会副会長

浜田地区の野崎でございます。よろしくお願ひします。

○ 廣田敏春四日市市自治会連合会副会長

県地区の廣田敏春です。どうぞよろしくお願ひします。

○ 若尾伸一四日市市自治会連合会副会長

四郷地区の若尾伸一です。どうぞよろしくお願ひします。

○ 南川征雄四日市市自治会連合会副会長

日永地区の南川征雄です。どうぞよろしくお願ひします。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございました。

それでは、意見交換会に入ってまいりたいと思ひますが、その前に先ほど小川会長からもご紹介いただきましたが、議員政策研究会、これは議員間で勉強をする場でございますが、これは平成21年6月から始まっておりまして、当時、加納委員に分科会長をお世話になっておりまして、議論を進めさせていただきしました。その後、特別委員会という形で改めて3年余の議論をさせていただいた次第でございます。

それで、今回、皆様にも条例の案はお渡しさせていただいているかと思いますが、この前文の中に4行目からなんです、これまで市内では地域色豊かなまちづくりを自治会組織等が担ってきました。その一方で、子育て支援、福祉、防犯、防災の分野を初め、多くの場面で地域に根差した市民活動を行う団体が増えているというようなことで、一番最初の前文にこのようなことで書かせていただいております。当然今ご紹介させていただいた前半は、地縁団体、地域の皆様が基本的なところを全てお世話になっておるという中で、さまざまな社会情勢変化の中で新たなニーズ、地域的なサービス、こういったものが求められているというようなところを今後どう担っていくかという、今後、少子高齢化社会になる中で、こういったニーズ、サービスをどう担っていくかというようなところで、この条例を制定していかうというような趣旨があることをまずご理解いただきながら、今からさまざまな意見交換を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

そういったことで、四自連の役員の皆様には事前に理事者のほうから簡単なお説明があったかと思いますが、そういう中で、まず、このあたりは少し確認したいなというところがあれば、ご発言いただければなと思っておりますが、どうでしょうか。

委員の皆様で、現場ではこういうことはどういうふうに整理されているのかなというような確認したいことであるとか、また、現場のお知恵を拝借したいというようなことがございましたら、委員の皆様でも結構ですが、発言がある方は挙手にてお願いしたいと思います。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

私ども、この条例を先般ちょっと見させていただいておったんでございますけれども、各個々の条文の中で、私ども、こういうふうな自治会活動をやっている内容と、今回の条例を見ますと、NPOさんを意識した条例のように受けとめさせていただいております。

その中で、私ども自治会との関係はどうなのかというようなことがどういうふうに議論されてきたのかということをお伺いさせていただこうと思うんですけども、1条ずつ発言をさせていただいたほうがいいのか、あるいは私が全部この条例のところのこれはどうなったのかということをお伺いさせていただいたほうがいいのか、その辺のところはいかがさせていただきますでしょうか。私ども、何条かにつきまして、この辺のところはどうなんですかというふうな私ども疑問がございますので、お話をさせていただければ、一つずつ

でよろしゅうございますでしょうか。

○ 樋口博己委員長

まず、一番冒頭におっしゃっていただきましたNPOのための条例じゃないかというようになところだけ、まず少し、委員の皆様からご発言いただければと思いますが。

○ 芳野正英委員

私も初当選なので、この3年、委員会になってからの議論なんですけれども、恐らくは5年前から、そして、3年前から確実に、この条例の中身の部分で言いますと、NPOと地縁団体という名称になっていますけど、自治会ですとか社協ですとか、そういう活動も包含した、含めた形での条例を目指すということでの姿勢は変わってきていないのかなというふうに思っております。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

それでは、それに関連いたしまして、第9条のところでございますけれども、市の施策の中で、第9条をちょっと読んでみます。市は市民協働を推進するため、市民活動の総合的な窓口を置くとともに、市民等、市民活動団体及び事業者への情報及び活動場所の提供並びに財政的支援等適切な施策を実施するものとする、ということでございますけれども、このところで、きょう午前中にも団体事務局の話も出ておりましたけれども、活動場所の提供というのは、既にあるというようなことがきょう出ておりましたけれども、この財政的支援等適切な施策を実施するというようなこと、そうしますと、この辺のところは、私も自治会やまちづくり協議会の場合なんかには既に総合補助金というような財政的な支援が出ております。そうすると、これからこの条例が施行された場合には、どのような整合性があるのかというようなことをお考えになっているのか、また、どのように議論されてきたのかということをお伺いさせていただきたいと思っております。

個々にやらせていただきます。

○ 樋口博己委員長

第9条の活動場所、また財政支援、このような観点について。

○ 山口智也委員

財政的な支援という部分では、まだ具体的な設計というのは、今後、理事者のほうでしっかりその仕組みづくりというのは進めていかれると思っておりますけれども、基本的には、私のこれまでの委員会での議論を踏まえて、私の理解では、現在、自治会への補助金となっているそういった部分というのはこれまでどおり保持されながら、今後さまざまなニーズが求められる中で、新たにプラスアルファの部分で、そういったNPO団体であり、また、自治会の組織であり、そういったさまざまな団体がそういった提案される事業に対して手を挙げられると、そこに参加をできるということであって、今回の新たな財政的支援という部分は、これまでの部分にプラスアルファの部分であるというふうに私個人として理解をしております。

ほかの委員の皆さんにもまたお考えをお伝えしていただければと思いますけれども。

○ 樋口博己委員長

今、財政的な観点でご発言いただいたのですが、活動場所、拠点、こういった観点もあるのかと思いますが、これについての委員の皆様、どうでしょうか。

○ 芳野正英委員

味香さんの先ほどの質問も合わせてだと思んですけど、一番ご疑問に思われているところは、自治会、それから社協を含めた地縁団体というのは、今までの長い歴史の中で、市からそういったいろんな財政的支援ですとか団体事務局という形で活動場所はあるというところで、あえてこの条例の中でこれを盛り込むところに違和感を感じてみえるのかなと思うんです。

山口委員がおっしゃるように、財政的支援の部分で言うと、昨年度からやっている市民協働の提案の事業ですとか、以前ありましたような個性あるまちづくりのように、通常の自治会や社協の活動以外で、新規で今後そういう特出ししたような形での事業も可能になるということに加えさせていただいている部分と、もう一つ、法令というか法規という中には確認規定というのがございまして、いわゆる現状があることを追認するような形で法律を整備するということがありますので、私は、実はいろいろ議論があった第15条とか第14条なんかは確認規定という、現状ある部分を追認するという意味合いもここにあるのかなというふうに思っているのです、そのあたりもご理解をいただければなというふうに思

っているんですけれども。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

今、我々のやっております自治会活動あるいはまちづくり推進協議会活動、社協活動というようなことに対しましては、見直しが無いようなご返答をいただきまして、ほっとしているところでございます。

一番、私どもが心配するのは、今やっている活動が大きくこの条例のために変わることが一番危惧するところでございますので、その辺のところを十分にご理解いただいて、この条例の制定へと進んでいただきたいなというふうに思うんでございます。

まだまだ質問事項もございますので、順を追ってお話しさせていただきますけれども、今の2人の委員の回答に対しましては、私どもとしては、現状が大きく変わらないというところで、まずは皆さん方に説明ができるというふうに思っております。ひとつよろしく願いいたします。

○ 樋口博己委員長

お二人の委員から発言がありましたとおり、この委員会としましては、前文で冒頭ご紹介しましたとおり、今まではずっと地縁団体の皆さんでいろんな形でお世話になってきましたよと、ただ、しかし、新しいニーズがありますねと、そういったニーズを地縁団体にそれ以上をお願いするのかという議論ではなくて、そこにはいろんなそれに特化したグループもありましょうし、また、地域の中でその活動に対して特化してやりたいという方もおられるので、新たなニーズに対して新たなハード、ソフト、いろんな面のご支援をしていくという条例の趣旨でありますので、プラスアルファというふうに考えていただければ結構だと思っております。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

了解いたしました。

それからもう一つ、質問させていただきますけれども、きょうは、これは議事録として残るんでしょうか、この委員会の内容は。

○ 樋口博己委員長

特別委員会の中でやっておりますので、これは地方自治法上の参考人招致という制度で扱わせていただいておりますので、当然、きちっと議事録としては残りますので、ご安心いただきたいと思います。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

ありがとうございます。

○ 樋口博己委員長

続けて、どうぞ。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

それでは、第12条のほうへ行かせていただきます。

第12条のほうで市民協働促進委員会を置くというふうになっております。この辺のところで私どもがちょっと知りたいのは、誰がどういうふうに任命するのかということでございます。委員によりまして、この内容は随分違うんじゃないかというふうなことから、誰がどういうふうに任命するのかというようなことをちょっと教えていただければなということでございます。どうぞよろしくお願いします。

○ 樋口博己委員長

市民協働促進委員会の設置の趣旨なり、どういうメンバーになるのかというようなことですが、委員の皆様、どうでしょうか。

これは、市長の諮問に応じ、調査審議するというところで、条例文には書かせていただいております。この組織に関しては別途要綱を設置するというような書きぶりでありまして、ご心配される点もあるかと思いますが。

○ 芳野正英委員

これは、任命ということでのお話でしたので、市長の諮問というのは、市長が相談してつくる組織でありますので、一応10人の委員は市のほうで任命をするということになると思います。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

そうしますと、これは議会のほうが絡むというようなことはございませんですね。理事者のほうでやるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○ 芳野正英委員

そうです。この条例の中身は議会のほうでつくらせていただいたんですけれども、ここに第9条から並んでいる市の施策ということで、第9条に先ほど指摘していただいたことがあるんですが、これ以降の第10条以下は、これは四日市市が行っていく施策ということになりますので、議会の役割ももちろん第6条には書かせていただいているんですけれども、主に第12条も含めた第10条以下の部分は市の施策として取り組んでいただくということになっています。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

ありがとうございます。そのように私どもとしては解釈をさせていただきます。

引き続き第13条のほうに移らせていただきますけれども、この中で市民活動団体の届出制度というのがあります。これは、私、過激なことを申し上げるわけじゃないですけれども、例えば地縁団体がこの条例に対して何かちょっと違和感を感じて届け出をしないというような場合を一つの仮定として言わせていただいたら、この委員会としてはどういうふうにお考えになっているのかということでございます。そんなことはないとは思いますが、場合によっては届出制がないのか、それから、また、その範囲はどういうふうになるのか、いろんな団体があります。自治会のほうでも四日市市自治会連合会、あるいは単位自治会770ぐらいは四日市市にあるわけですけど、あるいはまちづくり協議会で扱っているいろんなボランティア団体もあろうかと思えます。その辺のところをどのように考えて、このような届出制という言葉が入っているのかということでございますけれども、その辺のところを委員会で議論された内容についてお伺いをさせていただきます。

以上です。

○ 樋口博己委員長

届出制についての議論ですが、どうでしょうか。

この届出制ですけれども、届け出をすればどんなメリットがあるのかというような議論

もあわせてありまして、考え方としては2段階というふうに議論をさせていただきました。

一つは、届け出、エントリーするということで、例えばさまざまな補助金に対して手を挙げるができるのと、この届け出、エントリーしていなければ、手は挙げられないということになります。ですから、まずは資格としてエントリーして、その上で事業ごと、個別に支援を受けるかどうかという判断があらうかと思っています。

そのエントリーの仕方ですが、確かに味香副会長がおっしゃられたようなことも想定して議論させていただきました。

結論といたしましては、これはご相談申し上げた上で合意をいただけないとあれですが、今の考えとしては、例えば四自連の小川会長名で登録いただければ、地縁団体の皆様が一齐にエントリーはされているんだというような、ですから、どこどこ自治会が申込用紙に書いて登録するんだという手続ではなくて、地縁団体の皆さんは現状でももう資格があるんだというような感覚で、それを小川会長名で登録いただくのか、手続としてはご相談になるかと思いますが、そんなようなイメージで議論させていただいておりました。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

もう一度確認をさせていただきます。

そうしましたら、今、地区の社会福祉協議会というのは、これは法律に基づかない団体でございます。それから、少し前に市の補助金がもらえるようになってからまちづくり協議会というものがつくり上げられました。その中にいろんな団体が入っているんです。それはちょっと自治会とは、我々地縁団体でありまして、一線を置いた形で運営されております。

そんなことからいきますと、例えば四日市市自治会連合会長何がしかでやっていただいても、これはまた議論が出てくることだと思っております。ですから、この辺のところであると、今、言いましたように、地域の社会福祉協議会だとかまちづくり協議会、まち協と言わせていただきますけれども、まち協だとかというようなことです。

その辺の取り扱い、これ、いろんな団体さんがありますので、非常に難しいかなというふうに私どもでは思っているんです。その辺のところを事務局側としては困るんじゃないか、実際にそういうふうに運営していく上では、その辺のところを私どもとしては心配をしているところがございますので、この辺のところをもう少し整理された中でこういうふうには文言が入るんだったらよろしいですけれども、その辺のところは落ちた状態でこう

いう文言が入るということはちょっと心配かなというふうに思うんでございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員長

その辺のところまで議論が及んでいなかったというところもございますので、今のご意見を受けて少し精査させていただいて、今のご意見に沿うような形を模索させていただきたいと思います。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

ぜひよろしくお願いいたします。本当に我々は地域でいろいろなことをやっておりますと、いろんな団体がございます。思わぬところでそういう団体さんがあるということで、地域の中でまちづくり協議会をやっておりますも、そういう団体を入れなきゃいけないんじゃないとか、というようなことが出てきます。四日市全体で言うならば大変な数のそういう団体があるかと思えます。その辺のところを十分に精査された中で、ぜひこういうふうな文言を入れていただきたいというふうにお願いをいたしておきます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員長

味香副会長、続けてどうぞ。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

続けてよろしゅうございますでしょうか。

それから、もうこれは既にご回答いただいておりますのでいいかと思えますけれども、第15条のところでは私が心配するところは、基金制度を整備して財政的な支援をするということでございますけれども、どんな財政支援をするのかということでございます。誰がそれを管理するのかということでございます。この辺のところの基金制度云々というようなことと、誰がその管理をするのか、また、どのような配分方法をするということによってやっていくのかというようなことも、私どもとしてはこの条例を見ておりました心配になるところでございますので、その辺のところではいろんな議論をされてきた中で整理されておるならば、ご意見をお聞かせさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○ 樋口博己委員長

どのように配分されるのかと、どういったところで判断をしていくのかというようなことだと思いますが、この辺の議論につきましてはどうでしょうか、委員の皆様。

○ 加納康樹委員

済みません、今まで味香副会長がおっしゃったこと全般に絡むというふうな言い方になるかもしれませんが、最初のころに芳野委員が申しあげましたように、この条例、全体的にどういう仕組みになっているのかというと、芳野委員は専門用語で申しあげましたが、今ある、実際今動いている制度を裏打ちする条例をつくろうよというのが基本になっていると考えていただければわかりやすいかと思います。さまざまな形で自治会の方にもお世話になっているさまざまな制度、実は、四日市市の場合、それをちゃんと担保する、裏打ちをする条例というのがないので、この市民協働という条例をつくろうとしているということになっておりますので、この第15条に関しても、今あるさまざまな補助金の制度であったりとか、さまざまなものをこの条例をもって裏打ちをするというふうな形のもを後づけ的につくるんだという形になっておるということをご理解をいただければと思っています。

それと、私、初期のころから携わっていますので、少し話が戻りますが、先ほどの届け出というところ、これも実は最初皆さんのほうにもご相談したときには登録制度というふうな言葉であったり、登録の要件はとか、さまざまなもっと高いハードルを持っていた条例だったんですが、長い議論を重ねるに当たって、いや、登録ではハードルが高過ぎるから届け出ということにしよう、具体的にはなっていませんが、届け出なので、自治会の方々の既存の組織に関しては、事実上、届け出が見なせるような形に運用上はしていくんじゃないのかなというふうなことを委員会の中でやっていますし、逐条解説の中にもありますが、これから後のことに関してはさまざまに考えていくというふうな形になっておりますので、極力皆さんの手は煩わせないような形で、現状の例えば補助金が減る減らないという話もありましたが、現状のものを四日市市のちゃんとした条例で裏打ちをする、そんなような形の条例をつくっていかうよということで長い議論をして、折り合うところを一生懸命折り合ってきてここまで来ているという、こんな流れになっておるというところでぜひご理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

そういうご回答をいただいたんですけれども、まだまだ私どもとしてはちょっと一抹の不安を感じておるところでございまして、この辺のところ、今この条例ができて、それから、NPOさんのそういうふうな支援活動の基金制度ができて、それから、私ども今までの規制の自治会あるいはまちづくり協議会への補助金、そういうものがあるわけですが、私ども、これを見ても、どう見てもそういうものを最終的には一本化しようというような流れがあるのかなという不安を感じております。

その辺のところ、この場で、いや、そういうものはないよというふうなご回答をいただければ、我々としては非常に安心するところでございますけれども、その辺のところが流れはいかがでございましょうか。

○ 芳野正英委員

ご懸念の向きもわかる部分もあるんですが、そもそもこの委員会の中での議論の中で、そういった補助金の部分ですとか基金制度の部分もあわせて一本化していくという議論はなくて、既存の制度とあわせて、この話をしている当時はまだ市民基金もなかった時代でしたので、そういう基金制度なんかも整備をしたらいんじゃないかということで考えていましたので、一本でまとめていくというような話にはなっていなかったのかなというふうに考えています。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

じゃ、その辺のところでは自治会活動あるいはまちづくり協議会活動、地区社会福祉活動、それから、この条例に基づくいろいろな団体さんの活動というふうな3本、4本の柱の中でこの条例を定めたというふうに、私はきょう委員の皆さん方のご意見を聞かせただいて解釈させていただきましたので、そんなことに関しましては非常に安心をしたところでございます。

そんなところで、また私1人で話をしておってもいけませんので、皆さん方の参考人の意見に移りたいと思います。どうぞよろしく、ありがとうございました。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

午前中も多少関係ある議論をしたのでお分かりかと思いますが、私の認識では、今回の条例がターゲットにしているのは、主に議論してきたのは、今までになかったような形の制度を中心に議論してきたと思っています。それとは別に、今ご質問された既にあるような総合補助金であるとか今既にあるものについては直接の合意はしていないし、この条例のターゲットとして直接議論していません。ですから、これは別の場面で、私も個人的に一般質問で整理すべきだと投げかけていますし、だから、別のものだと思ってもらったほうがわかりやすい。

この条例の今の答えを受けて、絶対なくなるんだという安心をされると、またそれは別の話だと思ってほしいです。なくなるとは言いませんけど、補助金全体の見直しという議論もしていますから、別のところで議論の俎上にのせる可能性はあると思います。

ただ、この条例についてはそこに直接焦点を当てているわけじゃなくて、新たな制度設計だと私は理解しています、別ルートの。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

そうしますと、この条例ができることによって、今の制度が若干変わってくるという可能性もあるというふうにとらせていただいてよろしいでしょうか。

○ 豊田政典委員

個人的な意見に入ってしまうんですけど、条例ができるから今までのやつも変わる、影響を受けるという議論は、私はしていないと思うんです。だから、直接条例ができたから今までの変わるよという話にはなっていないです。別の場面で問題提起はしていると思ってください。

○ 樋口博己委員長

今の発言ですが、この条例をつくったから今までの四自連さん関係の補助金が減るという議論では全くないということなんです。しかしながら、四日市の全体的な補助金の制度の見直しというのは、また違ったところで議論が始まりますので、その辺はこの条例がで

きたから、その議論を排除するというものではないという、少し違ったところでのご理解をいただければなと思っております。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

その辺のところがちっとまだ不透明なところがあるというふうなことで、私どもとしても解釈させていただきます。わかりました。

○ 小林博次委員

不透明なところというのは全然ないと思っています。これは民主党の鳩山さんが総理大臣になったときに新しい公共、ですから、少子高齢社会を迎えて、このままじゃお互いが生きにくいなど、問題提起された中に自治会活動とか従来のやつが地縁団体、そうでないのがNPO活動とか、こういう仕分けがあって、どうも物差しがないなど、新しいほうは。ですから、自治会活動については触れずに、言葉で言うと地縁団体の活動は触れずに、NPOのほう、こっちだけ物差しをつくらんとあかんなど。どこの誰かわからんのに補助金を出すわけにいかんから、最初は登録をしておったんですけど、登録というのはやっぱり難しいと、言うてこない人もおみえになる、邪魔くさいから。だから、そういう人たちも含めて支えて支援する必要があるので、届出制度をつくるかなと、こんなようなこと、そうしたら財源どうするのと、市が出すのかという簡単な話にはならない。

ですから、市民の皆さんから寄附いただいて、これ、どんな格好で受け皿にするのかといったら、基金ぐらいのことが一番制度としてはなじむかなと、ここには基金制度等と書いてあります。それ以外の制度もあるでしょうから、行政側で考えてくださいよと、こういうようなことであるんです。

自治会の皆さんと一番心配されるのは、我々のところも相談なしに勝手にこれで枠はめやへんやろうなというのが一番心配になると思うんですけど、それは一切考えていません。

それと、もっと正確に言うと、自治会の皆さんが嫌がることを行政側が提案しても、これ、実現しません。ですから、そういう意味でも心配なさらずに対応、今までどおり活動していただければありがたいなと思っています。

むしろ新しいNPOとかがやるやつを、どこか知らんかったらできたのか、自治会とえらいもめておるなというのは、これ、従来型ではなしに、自治会の皆さん方が、例えばごみの当番をするのも順番と決めると、俺は嫌というのが出てきたり、自治会長の仕事がえ

らすぎてなり手がなとか、こういう現象が起きると思うんですけれども、そこでちょっと有志の皆さんを募って当番していただこうかと、無償やお互い嫌ですから、少しお金を差し上げたら円滑に回ると違うかなということもあり得ると思うんです。

ですから、そんな新しい時代にどうやってしたらお互いがうまくいくのかということを中心に、これ、考えられてきたと思うんです。ですから、むしろNPOは自治会さんのほうで積極的に対応されるとうまくいくのではないかなという、そういう気持ちを個人的に思っています。

実は、民間でも基金制度が既に四日市大学を中心につくられました。それぞれ参加する団体、手を挙げる団体の方に集めてきていただいて、一定の基準で分配を、少しですけれども分配を始めたところです。

恐らく市長のほうも何とか基金制度をつくってこういう市民活動をより活発にしたいなと、市民の皆さん方がお互いが助け合いができないと、なかなか生きにくい時代に突入するかなと、こんなことがありますので、できるだけ物差しだけ、雑な物差しですけど、できるだけ早くつくっておいて、実際に当てはめてみて、二、三年あるいは四、五年して、これじゃまずいなというところがあればお互いが直して、自分たちが使いやすい物差しに変えていく、こんなことで考えて対応してきたつもりでございます。これが大きな輪郭で、個人的な問題でいうと、ちょっと寸足らずやなというふうに思うところが実はあります。

○ 味香祥平四日市市自治会連合会副会長

今、小林委員さんのご説明、よく理解できます。ありがとうございます。

私一人で自分の疑問点なんかを話しておいてもいけませんので、私のほうの発言はこれで終わらせていただきます。

○ 若尾伸一四日市市自治会連合会副会長

私自身、回答を持っていないんですけれども、今の議論は非常に抽象的のように私は感じたのですが、具体的に地元の問題で提案してみます。

私、高花平なんですけど、今、非常に高齢者が多いです。独居老人が多いです。それらを見ているのは民生委員と、それから、原則として単位自治会長です。そこに要支援者リストなんかが行きます。

ついこの間の事例なんですけれども、老人のご夫婦が亡くなって、それで、奥さんだけ

残ったと。組の人たちが助け合ってその人の面倒を見ています。片や、そういうような実態があります。

今度、それに対して老人たちを助けようということで、具体的な名称では仮称ですけども、ちょっと手かして運動というのを今立ち上げようとしております。非常にこれもいいなと思いますが、今のこの仕組みだと、ちょっと手かして運動には多分財政的な支援が出るでしょう。ところが、今までやってきた民生委員、あるいは組の人たちが助けていることについての支援はないというような状況になってしまうんじゃないかなと。

スタートの段階は、私もぜひちょっと手かして運動は軌道に乗せたいんですけども、気がついたら民生委員あるいは組の人たちは、俺たちはずっとボランティアで、そのままなのかよというような問題が起きるんじゃないかなということをやっと懸念しました。これについてこうしたらいいという回答を私は持っておりませんが、そういうケースもあり得るということを知っていただきたいなと思います。

○ 芳野正英委員

今の若尾会長のご懸念の部分で言いますと、今までは民生委員さんや地域の方々が全くのボランティアでやってみえたことを、地域の体制をつくって、それに応じて市なり、国の補助金もあると思いますが、助成をとっていくという形になっていくと思うんです。

ですから、むしろ今まで民生委員さんが個々で取り組んでおられたことが、地域でまとまって体制をつくることでそこに補助金を支出していくということに変わっていくんだと思うんですけど。

ですから、例えばそれで、民生委員さんの報酬、これは国から出ている報酬ですので、一切手をつけることもないですし、そうじゃなくて、今まで個々で奮闘されていたことがなかなか個々では解決できないので、地域として取り組んで市に提案をして、市と協働事業でやっていくというところに財政的支援をしましょうという形に変わっていく、これが市民協働の形だというふうに認識していただくとありがたいかなと思うんですけども。

○ 樋口博己委員長

よろしいですか。

○ 若尾伸一四日市市自治会連合会副会長

実は、去年、民生委員の1人が交代だったんです。民生委員の任期が切れて、民生委員・児童委員の方の、お願いに行くのに本当に苦勞いたしました。だから、現在、民生委員・児童委員になられている方々は、多分1人、200人ぐらいの担当を持っていると思うんですけども、そういう方々の毎日のボランティアに対して、片や希望があったときだけ行くと、そのギャップが私は非常にこれから地域として心配だなと、ちょっときょうの補助金制度で思いました。これは私の感想です。だから、地域としてどういうふうにもまくやっていくのか、これからの検討課題になってくるなという気はいたしました。

補助金制度については賛成です。

○ 樋口博己委員長

貴重な現場のご意見、ありがとうございます。

○ 川村高司委員

3年間、私もこの委員会にかかわらせていただきまして、その中のいろんな議論で、私の主観的な部分での意見であって、総論ではない部分をお話しさせていただければと思います。

先ほどから財政的支援ということに対していろんな議論のあった中で、この条例をつくる目的は、既存NPOに対する財政的援助を担保するためが目的であるという趣旨の意見がほかの委員さんからありました。

それに対して、私自身は、本当に一生懸命やっていたらいるNPOさんがあるのも知ってはいるんですけども、基本、前市民文化部長の言葉を借りると、NPOは、基本、勝手連であると、片や、地縁団体、自治会を初め社協であるとかPTAであるとか地域活動と言われている昔からの市民活動というのは、やらなければならない、市民が自発的にやっっていこうよというものであって、それをどう四日市市民の皆様に啓蒙していくか。

だから、財政的支援の前に足りないのは人手であって、その人手の参加をどうやって底辺を広げていくかというのを広めていく条例づくりであれば私はいいんですけどもという、委員会の中では5年前からの議論があつてということで、私はどちらかというと後発隊というか新参者ですので、それまでの議論もいろいろ本来は考慮して発言すべきところなんですけれども、どうしても私の価値観として、自分が日ごろ地域活動の現場で問題視しているのは、人手が足りないというのが一番であつて、優先順位は、それをどう担保し

ていくか。

ところが、ここでの議論は、いやいや、そんな考え方はもう古くて、いろんな地域活動、市民活動というのはNPOが率先してやっているんだから、そこに財政的支援をしてやる条例をつくるべきではないかという意見で、どうしてもそこで対立していて、いつまでたっても折り合えないという部分が私とほかの方の意見との合わない部分。

だから、私は極力発言は控えたほうがいいのかなどと思いましたがけれども、そういう違う考えで、いろいろ議論はさせていただいているということだけをご認識いただければと思います。

○ 廣田敏春四日市市自治会連合会副会長

私は年が古いんでなんですけれども、皆さん方と意見が合わないのは当然だと思いますけれども、実は、このまちづくりというのは、平成15年、16年、17年、そんな時分に市も県も国も各地区で、同じ地区やなしに、やっぱりそれぞれの地区で特色のあるまちづくりをしようやないかということで、うたわれて、私も、それに乗って今日までいろいろ活躍させていただいたと、これは感謝しております。

それで、先ほどからいろいろ話が出ておりますとおり、いろんな団体というか、いろんな組織というか、そういうものが出てきております。それも私は私なりに見て、連合自治会あるいは社協等から見てこの団体はどうやと、この団体はどうかという、その地区、地域によって物の見方、考え方、寸法等は皆違うと思うので、それに合わせて我々は判断してまちづくりをやってきたということですが、そうかといって先ほどからいろいろ聞いておりますと、今度新しいものがつくられるということに対して、私自身の考えですけれども、実はNPO法人というのはある程度の報酬を得て事に当たると。

我々の今までの考え方というのは、要するにボランティア的要素というか、それが非常に強い思いで我々はやってきたと思うんです。そういうことが我々の頭の中にはあるわけですが、今は時代がいろいろ変わり、そういう新しい組織等も取り入れて市等も今後やっていきたいという感覚は持ちますけれども、私自身はそれはどうかなと、クエスチョンマークがつくということかなと思います。

それと、今現在、非常に少子高齢化ということでお年寄りが多いということで、結局私が思うには、その中間層がいなくて、それを補うのは、元気のいい年寄りが、同じ年寄りでも弱ったやつがおるわけやから、そういう人たちを助けて、お互いにわかった者がわか

った者同士で支え合いをしていくのがこれからの世の中と違うのかなと。

わたらの地区でも、この間も旦那さんが痴呆で、奥さんが1人家において、知らんうちにその女性の方が自殺されたということで、地区でも非常に大きな問題として上げておるわけですがけれども、そういったことでも結局今は近所づき合いというか、昔、田舎といったら近所づき合いというか、いろんな催し物というか、そういうものにみんなが出て共有しておったわけですがけれども、最近は夫婦が共稼ぎというようなことで非常に家庭も分散化し、親子でもほとんどいないというようなそういう世の中ですので、そういうところもしっかり頭に入れて、こういうものも補助金その他についてもいろいろ考えていかな一番いかん時だと私はそう思っていますので、その点、皆さん方も、先生方もいろいろ勉強してみえると思うけど、やはりそれが一番かなと思いますので、ひとつよろしく願います。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

この件に関して委員の皆様でお考え等ございましたら。

○ 芳野正英委員

この条例もそうですし、今後の市民協働全体の考え方の私の考えですけど、お話しさせていただくと、さっきの川村委員の話との違いで言いますと、今、四日市市がどういう状況にあるかということ、地縁団体とNPOが少しずつ融合してきている時期に来ているのかなと私は思っているんです。

NPOの中には確かに年間の予算が億に行って、国と仕事するようなNPOもありますけど、そういうNPOは今回のこの条例の対象とは違うと思うんです。地域で活動するNPOに関しての取り組みを対象としておりますので、確かにNPOの中には有償で何人もスタッフを抱える部分があると思いますけど、そこはこの条例の対象外であり、今、ささえあいのまち創造基金、これは市民、地縁団体とNPOが協働して市民ファンドという市民がつくった基金もつくられていますし、例えば八郷地区では自治体とNPOが協働して伊坂ダムを管理して、しかも、そのNPOのスタッフというのは自治会の役員さんが入られているという事例もありますので、四日市というまちは、もちろん今まで地縁団体として皆さん支えていただいた上に、NPOもうまく連携をするという形ができ始めているの

かなと、それをカバーする意味でのこの条例を今つくらせていただこうというふうに考えているということで、決してその二項対立で自治会とNPOが全く別物で、それぞれ対立というほどでもないと思いますけど、別で区切ってやっていくんだというよりは、私は、今後協働できるところは協働してやっていくべきなのかなと。

人手不足という部分で言いますと、いろんな自治会も含め、いろんな組織自体が今は助け合いの精神とか人のためにやっていくという活動が途絶えてきていますが、NPOの中にもそういう地域の方に対して目覚めている方もいて、私はそういう方が、NPOの皆さんも自治会の会員ではあるわけですから、いずれ自治会の役員としても入ってきていただくということはあるというふうに思っていますので、無関心をなくすという意味では、自治会もNPOも協力してやっていく必要があるのかなというふうな問題意識で、私はこの3年間、議論をさせていただいたということです。

○ 廣田敏春四日市市自治会連合会副会長

もう一つだけ、済みません。

いろいろ今、聞きましたけれども、今、冠婚葬祭ひとつとっても、議員の方はそういうことを真剣に考えてみえると思いますけど、これも自治問題でも非常に関係の深い項目だと思うんですけども、きょうび、結婚式といっても仲人さんはいない、好き同士一緒になって、子供ができたから一緒になるというのがルールというようなことが一般的に習慣的になっているような気もするし、また、葬式にしても家族葬ということで、どんだけ財産があろうが何しようが家族葬というような形で、親戚その他が寄って話し合うという、そういう場さえないという、そんな世知辛い世の中で、これが自助共助といったところで何の道も開けんというのが私の考え方で、これは私は地区でいつでも言うんですけども、全然何を言うても、会社が忙しいからそんなところ行っておれんと、何とかしたら、それは会社へ行っておってもどこへ行っておっても、有給は1年働いたら20日ほどもらえるんやから、自治会その他の活動においても、それはその地区を明るく楽しく、みんなが元気でやれるようにということで、1年か2年の役やから、それを頑張ってやってくれということを言うんです。そういうことでも全然聞いてくれないというのが実情ですので、そういうことも頭に置いておいていただきたい、こう思います。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 南川征雄四日市市自治会連合会副会長

済みません。先ほどから芳野委員さんとか川村委員さんからいろいろNPO等々の意見が出ておりますけれども、現場で感じておりますのは、まだ従来のいわゆる自治会あるいは社会福祉協議会、そういう昔からの組織と、それから、新しいNPOさんというのはまだうまくなじんでおりません。実際のところがそういうことです。

なじまないというのは、何も互いにやりあっておるというわけではないんですけれども、例えば私どもの地区のある自治会の話なんですけれども、いろいろ地域の行事をすることについて、NPOさんのお力をおかりしたら、何やら、行事そのものはきちっとやれたんですけれども、結果、後で振り返ってみたら、もうひさし貸して母屋とられたみたいになってしまったと、それがずっと尾を引いて、今後、自治会運営がちょっとややこしいなというふうな自治会がありました。

もちろん行事をするについてはいろいろ議論もしてやったんでしょうけれども、NPOの人は、特化した力とかそういうふうなある部門に対するいろんなノウハウとか知識を持っていらっしゃるから、一般の我々のような単なる自治会云々ということでは、なかなかある部門については太刀打ちができないというところがありまして、刃物の切り口で言えば、NPOさんはきりのようにきゅっと突いてみえます。我々は漠とした、なみたいにばさっと切るというふうな形ですので、まだ今のところなかなか、排除するとか、受け入れないということではないんですけれども、NPOそのものに対しての住民の理解が進んでいない。

きょうもここへ来る前に地域の花見に行ってくれと言われて行ってきたのですが、そこに見えた60代以上の人たちに、あんたら、NPOって聞いたことあるって聞いたんですけど、何やなそれ、何やら聞いておるけど、ちょっと組織化したらすぐ補助をもらえるということをつくっておる団体と違うかってこのような答えでした。NPOの中にもそれはきちりと立派にやっていたらいいところもあるには聞いておりますけれども、一般の認識としてはすぐわなないものがまだまだ残っておるといふところが実情です。だから、その辺は先生方とちょっとずれがあるかもわかりませんが、ちょっと頭に置いておいていただくといいと思います。

以上です。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございました。改めて現場の状況ということでお伝えいただきました。ありがとうございます。

時間も迫ってきておりますので、まだまだご意見はあるかと思いますが、最後に小川会長、おまとめを済みません、よろしくお願いします。

○ 小川泰雪四日市市自治会連合会会長

いろいろと各委員さん、話を真剣に聞いていただきましてありがとうございました。

NPOと自治会というのはまだ始まったばかりで、うまくいかないのは当然のことでありまして、これは時間がかかると思っております。

そうしたNPOも踏まえて、一体私どもの自治会というのはどこまで議員さんたちに理解していただいているのかということが非常に不安であったんですけども、きょうはこちらに座っていただいている委員さんも、こちらに座っている委員さんもお話を伺っていただきまして十分に自治会というものをご理解していただいていると、こう認識しまして安心し、また、感謝をした次第であります。

そして、また、小林委員が言われたように、これからの時代もありまして、いろんなことがあるんですけども、今までこの5年間で現場としてなかなかNPOと自治会との協働が進んでこなかったのは、言葉が先走りして、なかなか言葉で理屈で進んできて、それで押しつけようというようなものの中で盛んに市が叫んできたんですけども、実現されなかったと。

しかし、今もご紹介していただいたように、私と四日市のNPOの代表の松井先生と共同で代表理事になりまして、公益財団法人ささえあいのまち創造基金というのができましたし、そして、また、もう一つ、はもりあというNPOの団体があるんですけども、これは男女参画も行政でかんでもらっているんですけども、これも既に市民協働しておりまして、去年は六つの地区の中ではもりあに入っていたいただいて、そして、防災を切り口とした講演も済んでおります。これは、DVDを見まして誰もが納得するんです。いかに女性の役員がいなくて、そして、3.11の避難所でも女性が大変に迷惑を被った、大変な目に遭った、これは誰しもそうしたことを反省して、反対する者はいないんです。こうして自然なうちに6地区で市民協働、現場ではできております。

ことしの目標は、さらにその防災を切り口に、一番わかりやすいですので、何の抵抗もなく市民協働できますので、ことしの目標は四自連としても10地区、あと、やる予定でおりました、こうして自然の中で、ああ、これが市民協働なんだというふうなものをもっと広げていきたいな、このように思っている次第であります。

今もさまざまなNPOの意見が出ましたけれども、これは当然な話であって、うまくいくまでにはかなり時間はかかると思うんですけども、現場としては双方言い分はどちらももったもな話でありまして、しかし、こうして全体的には進めようと努力をしておりますので、どうぞご安心をしていただきたいなど。

最後に、こうして私どもの意見を聞いていただきまして、この条例、何とか成立をというところがございます。どうぞ成立に関しまして、市民の皆さんに自治会のそういう評価、存在というものが見えるような条例にさせていただきたいな、このようにお願いをしまして、終了させていただきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございました。

本日、短い時間でありましたが、四自連の皆様の方からいただいた貴重なご意見をしっかりと精査させていただいて、どういう形でこの条例に魂として盛り込むのか、こういうことを少し議論させていただいた上で、その後のパブリックコメントという手続に進めていきたいと思っておりますので、本日は大変にありがとうございました。

14：30 休憩

14：45 再開

○ 樋口博己委員長

こんにちは。

本日は、市民協働促進条例の制定に当たりまして、市内の三つのボランティア団体の皆様にお忙しいところお越しいただきまして、ありがとうございます。

私、当委員会の委員長をさせていただきます樋口博己です。どうぞよろしくお願

いたします。

それでは、委員のほうから自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ **伊藤嗣也副委員長**

副委員長をしております伊藤嗣也でございます。どうか本日はよろしくお願いいたします。

○ **三平一良委員**

三平一良でございます。

○ **小林博次委員**

小林博次です。どうぞよろしく。

○ **川村高司委員**

川村高司でございます。よろしくお願いいたします。

○ **豊田政典委員**

豊田政典でございます。お願いします。

○ **笹岡秀太郎委員**

笹岡秀太郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ **山口智也委員**

山口智也でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ **中森慎二委員**

中森慎二でございます。よろしくお願いいたします。

○ **加納康樹委員**

加納康樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 芳野正英委員

芳野正英です。よろしくお願いいたします。

○ 森 智広委員

森 智広です。よろしくお願いいたします。

○ 早川新平委員

早川新平です。よろしくお願いいたします。

○ 山本里香委員

山本里香です。よろしくお願いいたします。

○ 樋口博己委員長

それでは、各団体から、桜ボランティア協会さん、下野・生き域ネットさん、ライフサポート三重西さん、この順番で、お名前だけの自己紹介をお願いできればと思っております。

○ 佐野師英桜ボランティア協会会長

私は桜ボランティア協会の会長の佐野と申します。よろしくお願いいたします。

○ 近藤靖彦桜ボランティア協会副会長

桜ボランティア協会の近藤でございます。副会長を仰せつかっております。

○ 樋口博己委員長

どうぞ、桜ボランティア協会の方、あとのお二人の方、どうぞ順次。

○ 桜ボランティア協会（伊藤正勝）

伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○ 桜ボランティア協会（佐野靖子）

佐野靖子でございます。よろしくお願いいたします。

○ 樋口博己委員長

下野・生き域ネットさんの理事長さん。

○ 谷口欽衛下野・生き域ネット理事長

NPO法人下野・生き域ネットの理事長の谷口でございます。よろしくお願いいたします。

○ 川北秀成下野・生き域ネット副理事長

副理事長をやっております川北です。よろしくお願いいたします。

○ 野呂 訓下野・生き域ネット副理事長

副理事長をやっています野呂です。よろしくお願いいたします。

○ 樋口博己委員長

お願いします。

○ 田中紘美ライフサポート三重西運営委員長

ライフサポート三重西の田中でございます。よろしくお願いいたします。

○ 菅瀬博文ライフサポート三重西事務局長

同様の菅瀬です。どうぞよろしくお願いいたします。

○ ライフサポート三重西（国武京子）

同じく国武です。よろしくお願いいたします。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございました。

それでは、今回は市民協働促進条例の制定に当たりまして、パブリックコメントで多く市民のご意見を賜るわけでございますが、その前に、この条例に直接かかわりのあると思われる団体の皆様から事前に現場のご意見をいただきたいという思いで、今回、皆様にお越しいただいた次第でございます。

まず、皆様のほうから各団体一団体ずつ5分程度で活動の紹介等をご披露いただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、桜ボランティア協会さんからお願いできればと思ひます。

どうぞ座って結構です。

○ 近藤靖彦桜ボランティア協会副会長

桜ボランティア協会の近藤でございます。

設立が平成10年5月30日、実際始まりましたのは平成6年のころから、地区市民センターの職員の方、それと、地区の社協の方、将来こういう団体が必要ではないか、趣旨としましては、困ったときはお互いさまという内容でございます。一般募集しましたところ、250名、その当時はちょっとわかりません。現在は250名の正会員です。

6回か7回、勉強会をしました。そこで、地区全体にアンケートをとりました。こういう団体が必要かどうかと、当然、将来に必要だと、団体のアンケートの当事者は中学生以上ということで、1軒あたり2～4名の回答をいただきました。

それで始まったんですけれども、どうしていくかというのがなかなか初めての経験ですし、まだ平成10年ですから、ボランティアという言葉もそんなになかったぐらいです。

それで始まったんですけれども、何をするかということで、それもアンケートでいただきました。桜台とか桜花台という団地が約1万人、今は桜町ですが、旧桜村は、約5000人と、計1万5000人の中から将来的に交通の非常に不便なところだと、確かに若いうちはいいんですが、駅まで1km半か2kmぐらいあるところもあります。そうしますと、坂ですから、バスが通っているだけで、桜駅までとても歩いていけないだろうとか、そういうことがアンケートの中から出てきまして、やっぱり送迎が求められているんじゃないかということがわかりましたので、最初からいろんなほうに1日7人とか8人の送迎をしているわけじゃないんですけれども、まず、しっかりした規約を決めて、もし事故が起こった場合はどうするかとか、そういうことから始まったんですけれども、私も途中から入っておりますが、まだちょうど10年の実績です。きょう参加していらっしゃる4人は1人だけ最初

から入っておりました。

今、一番問題なのは、その当時入った者が全部70歳代になっております。70歳代の後半の方もおられます。今も60代際前半の方がとてもそういうボランティアに対しては理解がなかなか得られない。それは社会情勢が違いますので、70歳代の方は全員ほとんど年金生活ができていると、今の方は、60歳から65歳ぐらいまではほとんど勤めないと生活が成り立たないという状況ですので、後継者問題が一番難しく考えられます。現状としてはそういうような状況でございます。

お手元にどの資料が配られているかわかりませんが、ボランティア協会の総会要綱というのがありまして、それが配られているのであれば、全てわかると思います。ホームページも立ち上げておりますので、また、ごらんになってください。

以上ですが。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、今の桜ボランティア協会の資料がない方もお見えになりますので、今、コピーして準備しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、下野・生き域ネットの皆様からご紹介いただきたいと思います。

○ 谷口欽衛下野・生き域ネット理事長

それでは、下野・生き域ネットのほう、資料を4枚ほど準備させていただいております。まず、法人の概要について、上に「もっと笑顔の広がるまち、ずっと住み続けたいまち」を目指して、ということを書いてございますけれども、中心になって立ち上げたのは連合自治会長と地区の社協の会長と地区のまちづくり委員会の会長、3人が中心になりまして、ただ、組織を背負わない、たまたま団体の長をやっているけれども、個人でということでは立ち上げました。

その背景は、余り平均的な物の言い方は悪いんですが、自治会長を長くやっている人は結構マンネリで、なかなか新しいことをやっていただけない。短い方は任期を終わるのを待っていらっしゃって、私も自治会長をやらせてもらったんですが、何とか2年間、早く終わらんかなという感じでございますし、連合自治会そのものが手足を持っているわけじゃなくて、各単位自治会でございますので、なかなか個人はやりにくい。社協の場合も各

団体から参加してもらって、充て職のような格好で集まって、まちづくり委員会というのは余り様子のわからない、市のほうからいろんな助成金をまちづくり委員会を通して分配するような、そういう役割みたいで、手足を持っているわけでもありませんし、そんなところから、地域のいろいろな問題をじっと見て、自分たちでできることを何か探そうと思うと、やっぱり気の合う人が集まってやらないとなかなかうまくいかないんじゃないかということで立ち上げをさせていただきました。

目的にございますように、地域住民が、安心して快適に暮らせるための各種事業を行い、もって地域の活性化と福祉の向上に寄与することを目的とする。これは定款の目的をそのまま引っ張ってあるのですが、その目的でもちまして、平成24年2月に法人を設立いたしました。

実質的な活動は、ピンクの紙のリーフレットが入っておりますけれども、「暮らしのお手伝い」という名で、要はできるだけ施設へ入らずに、住みなれた家で長く暮らしていくと、そのためにはちょっとしたことを手伝えれば何とか暮らしていけるならそれを手伝おうということで、暮らしのお手伝いというのを平成24年4月に始めました。

そのときから決めておったのですが、暮らしのお手伝いというのは生活サポートで、もう一方では、自治会も入っていらっしやらないし、老人会の活動にも参加していない、家でひっそりと老夫婦で見えたり、ひとり住まいでいらっしやるという、そういう人たちができるだけ交流を持ってもらうために交流サロンのようなものをやりたいということで、1年たったらやろうと決めておったのですが、延びてきまして昨年11月に、もう一枚のリーフレット、「下野活き域！集まるまいか」というのを立ち上げまして、11月からずっとサロンの活動をしています。

考え方等はそこに書いておりますけれども、とにかく集まらないことには始まらない、とにかく集まって一緒に御飯を食べたり、一緒に話を聞いたりしようということで、11月から立ち上げています。

大きな事業はその二つなんですけど、その下に事業と書いています高齢者及び障害者の支援と生きがいつくり事業というのは、今申し上げた二つの意義を。

それから、地域の美化事業では、一番大きいのは朝明川堤防の草刈りを自治会がやっておったんですが、自治会のほうはなかなか危険作業もあるし、だんだん理解を得にくくなってきて実施できないということで、通学路でもありますし、草がどんどん出てきますので、これも放っておくわけにいかんからNPOでやろうということで、それをやっています。

あるいは連合自治会主催の朝明川クリーン作戦、年に1回清掃をやっているんですが、それも自主的に参加しているということ。それから、里山の保全事業は、市民緑地をつくるのに孟宗竹を伐採して別の里山に戻そうという運動をまちづくり委員会中心にやっているんですが、そちらのほうへ参加をいたしまして、そこで切った孟宗竹で竹炭を焼きまして、何とか地区の儲けにできないかということで、今、竹炭と竹製品の製造をやっております。

農業振興も事業目的に掲げておるんでございますけれども、これは元気な高齢者がたくさんいらっしゃるということと、それから、遊休地がありますので、何とかそれを活用して、高齢者が畑をつくって、できたものを市の特産品で少しでも販売すれば、お年寄りの生きがいになるんじゃないかということで、今、キクイモとか、それから、昨年、キノコの試験栽培をやっています、これを今、種芋を欲しい人はいませんかということで、広げようとしているところです。

あと、地域内の諸団体の活動と連携しようということで、下野・生き域ネットはNPO法人ですが、地区の社会福祉協議会とまちづくり委員会にも加盟させてもらっておりまして、ボランティア協会にも一応入れていただいて、役割分担で手伝うことがあったら手伝わせてもらおうと、そんな活動をいたしております。

会員は、下に書いていますように70歳ぐらいが平均で、現在正会員55名、ただ、暮らしのお手伝いというのが女性の方がいたほうがいい地区がたくさんあったものですから、定款を変更して、昨年、家族会員という制度をつくっております。

それから、もう一枚、裏表にプリントした部分で実績を書かせていただきました。暮らしのお手伝いの集計表ということで、ちょうど3月末で集計が出たものですから、合計99名の方が延べ684回、ご利用なさっております。種類別は下にあるとおりです。

それから、裏面のほうで、11月に始まった「集まるまいか」という事業も3月まで、一部、集会所が使えなくて休んだ月がありますけれども、こんな形でちょっとした講座をやったり、あるいは娯楽もやりながら、想定していたのは、10数名から20名集まってもらえれば、ゆっくり時間を過ごしてもらおうということで始めたんですが、思ったよりもたくさん集まられて、あたふたしているところです。もともと会員は元気な人が多いものですから、会員と交流しようと、それから、高齢者で野菜を販売してもらって、1日でコーヒー1杯代ぐらいの利益が出ればということで、そんな方たちにも出てきてもらって一緒に交流しようという、いろんな人が集まっているということでございますので、一般的にお世

話するという視点よりも会員の参加が多いというふうな状況がございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、最後になりましたが、ライフサポート三重西のほうから説明をお願いしたいと思います。

○ 菅瀬博文ライフサポート三重西事務局長

ライフサポート三重西事務局長の菅瀬でございます。

お手元の資料でございますけれども、これで説明させていただきたいと思いますので、お願いいたします。

あけていただきまして1ページに説明が書いてございますけれども、我々の取り組みでございますけれども、三重西連合自治会高齢者対策を目的といたしまして、三重西連合自治会、16自治会でございます。約4800人、1800世帯ぐらいを対象としておる連合自治会でございますけれども、お年寄りがふえて、運動会、盆踊りなどの参加が、少ないということで、そちらをとりやめして、高齢者対策としてシニア部が平成23年度にできました。平成23年度末に青山里会が三重団地の中に、軽食及び相談機能を持つ、高齢者孤立化防止拠点「ぬくみ」というような施設ができました。

平成24年度に我々の事業が始まるわけでございますけれども、推進者、協力者の協働ということで、皆さんの先輩でいらっしゃいます田中紘美さんに我々の委員長になっていただいて、一つうまく運動した、それから、私の横におります国武さんは自治会長歴26年、民生委員歴が20数年というベテラン、ほかにもこういう熱心な方に参加いただきまして、こういう仕組みができました。

もう一つは、事務所の確保がうまくできまして、市営住宅の中に三重団地集会所というのがございまして、その小部屋がちょうど空き部屋ができまして、そこを私どもの事務所として貸していただくことができました。

それから、国の補助金といたしまして地域支え合い体制づくり補助事業を活用させていただきまして、約230万円を立ち上げのために活用させていただきました。これらがうまく運動いたしまして、ちょうどこの3月で1年たったわけでございます。満1周年を迎え

ました。

趣旨でございますが、2ページでございますけれども、我々の趣旨は、これは当初の考え方でございますけれども、三重団地ができて40年たちましたと、入った人たちがそのまま金太郎あめみたいに40年、年をとっておるだけだと。高齢者の世帯として、子供さんたちは皆巣立って、核家族がそのままおるといような状況の中で、終の棲家として、我々としてはこの在宅生活を守るためにどうしようかということを考えさせていただく中では、やはり自分たちの生活は自分たちで守ろうということで、相互支援的な考え方でこの事業を始めさせてもらいました。

だから、我々の事業はあくまでもこの下に書いてございますけれども、自分たちがこのままこの地域で住み続けるために、よりよくこの生活を守りたいということが発想でございまして、また、そのためにもう一度人間関係を再構築しようと、子供たちが小さいときは結構育成会を通じて関係もあったんですが、今や壮年期にはそれぞれの生活を楽しむということが始まりまして、人間関係も薄くなっておる。もう一度、人間関係をこういうサービスを通じて、相互支援を通じてもう一遍やり直そうというのが発想でございます。

ゆくゆくは放置死を防ぎたい、1人で死ぬのはしようがないだろうと、病院で死んでも、地域で死んでもしようがない。だけれども、そのまま放っておかれることだけはやめよう、そういうことをシステム化しようというのが考え方でございます。

次、3ページ、4ページでございますけれども、どういう事業かと申し上げますと、三重西連合自治会を母体とはしてはございますけれども、特別会計でございます。年会費2000円、助けるほうも助けられるほうも、これは年会費2000円を払っていただく。今、大体1800世帯中、150世帯に会員になっていただいております。

それで、もう一つは、今申し上げたように、これは特別会計で切り離しました。というのは、一つは、継続性の問題です。自治会長さんがたびたびかわってもらうようでは継続性ができない。それから、個人情報保護ということで、これは特別会計で、連合自治会から切り離した事業としております。

それと、運営方法は、したがいまして、会員の中から現在約16名でございますけど、運営委員を定めまして、共同運営みたいな形で、今申し上げたように田中さんに委員長をやっていただいております。事務所は先ほど申し上げたところでございます。

サービスの提供方法でございます。5番でございますけれども、65歳以上の高齢者あるいは身体障害者手帳の保持者で、サービスが必要な方にサービスを提供しようと、入って

いただくのは別に年齢制限はございません。サービス提供者も我々の会員の中から希望者を通じてやらせていただいています。

5 ページでございますが、実施サービスが8種類ございます。ごみ出し、庭掃除、出前、買い物送迎、話し相手、救急車を要請時の補助、通院付き添い、戸内外作業等、8種類をやっておりまして、ちょうど今申し上げているように1年がたちましたけれども、ごみ出しが約300件ぐらいでございます。それから、出前が、今申し上げた「ぬくみ」のメニューを希望者の方といたしますか、高齢者の会員の方に延べ約200食ぐらいの出前をやりました。その他、まだまだ少のうございますけど、大体計600件ぐらいのサービスを現在やっております。ごみ出しが、ごみ袋1回50円、その他、簡単に申し上げると1時間600円ぐらいでさせていただきます。

次に、6 ページでございますが、やった結果の今後の課題でございますけれども、簡単に申し上げると、会員同士のつながりを深めようと、また、それだけではなくて、我々の考え方を外部発信して、地域外あるいは幅広く趣旨を広げていって、こういう関係、先日、3団体との交流会を持ったんですけれども、やはり市内全域にこういう会を持っていただいたらどうかと、そのためにどういう事業をやろうかということを考えました。

重点事項といたしましては、会員外のとつながりを深めるために会員同士の親睦会あるいは研修を積極的にやっていこう、それから、ライフサポート情報を外部発信してということで、年寄りばかりといたしますか、我々ばかりやっているよりも、やはり他団体との共同事業を通じて世代間交流、住民交流をやっていきたい。

それから、3番目でございますけれども、皆さんご存じのように地域包括ケアが始まります。したがって、我々が事業主体としてそこで入っていくかどうか、これが一つ、我々の事業の岐路になるんじゃないかなというふうに考えまして、来年度はこの3点を勉強しながら進めていこうというのが我々の現在の考え方でございます。

以上です。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございました。それぞれ三つの団体の皆様からご説明をいただきました。

それでは、3団体の皆様も事前に少し市民協働促進条例の内容は説明をお聞きいただいていると思いますが、もし現時点でこの辺を少し確認したいなど、あるいはここはもう少し詳しく考え方を聞きしたいなどということがもしあれば、挙手にてご発言いただきたい

と思いますが、どうでしょうか。

また、あるいは先ほども若干今後の課題というところもご披露いただいた団体もございましたが、現在の活動に対する今後の課題等でも結構ですが、ご発言があれば挙手をお願いしたいと思います。

○ 谷口欽衛下野・生き域ネット理事長

下野・生き域ネットの谷口でございます。

課題というよりも、私どもは活動してきて若干幾つかうまくいかなかった部分とか、こういう考え方はどうかなと思う部分がありましたので、それを問題提起的にちょっとお話しさせていただくのですが、一つは、この法人を立ち上げて活動を始めたときに、定款上は、あとで定款変更していろいろな事業を追加するのは厄介ですから、割に幅広く定款上は事業を盛り込んでいるわけですが、ベテラン自治会長から、こんなことをやるようになったら自治会は要らんやないかという、そんな発言があったり、あるいは役所のほうへ自治会があるのにあんな活動を誰が認めたんやと言いにいった方もあるようですし、そんなので割に理解を得にくい部分があって、その当時の連合自治会長はもちろん発起人で立ち上げに参画しているわけですが、連合自治会長である前に個人ですから、組織にちゃんと説明したわけではなくて、あるいはその地域のベテランの有力者の人は、自分のところに相談がなかったというので、比較的後ろめいた発言で、ある意味では足を引っ張るような発言があったということを知ったり、あるいは民生児童委員の協議会のほうでは、そのトップの人が無償で活動をやっているのだから、これ以上、仕事をふやさんでくれということで、連携しようと思ったら、なかなかうまく連携できなかったとか、そんなこともございますので、この条例案も見せてもらったんですが、市の職員の人に対する市民協働に関する啓発とか研修とか、これはあるんですが、各地域のいろいろな団体なり活動に対して市民協働の必要性でありますとか、あるいはそういった市民活動をやっている団体への理解を深めるような、そういうことを具体的にやらしてもらわないとなかなかうまくいかないんじゃないかという気がしているんです。

今の私どものやっている「集まるまいか」という事業でも、町によって、町の有力者が、あの人たちはお金もうけでやっているのやという発言があって、何となくその地域は集まりが悪かったりということもございましたし、そんなので、私どももPRしているのですが、公の立場でそういったいろいろな財政的な支援よりも、むしろそういう市民の理解を

求めることをやっていただければなというふうに思います。

それからもう一つ、NPOを立ち上げたときに定款上の所在地といいますか、市民センターの中の部屋をまちづくり委員会が借りて、まちづくり委員会がそこで使っておるんだと思うんですが、そこを団体事務局として連合自治会とか地区の社会福祉協議会とか、そういったところも一応その住所でやっているわけですが、私も下野地区でNPOがどんどん立ち上がってくるならそうはいかんでしょうけど、まず、なかなかたくさん出てくることもちょっと考えられないし、私どもNPOはできるだけ広い範囲の仕事をやろうというふうに考えたものですから、そこへ事務局を置けないかということ相談したのですが、一つは、まちづくり協議会が貸したら転貸になるからという、場所をほとんど使わなくて、郵便物が届くとか、その程度でと思ったんですが、なかなかそれはうまくいかなかったことがございます。

それとか、あと、上下水道局ですか、昔の市の処理場の跡地があって、そこで一部キノコのナメタケとかマイタケをNPOで栽培してみて、うまくいったらお年寄りに自分の敷地でやってもらおうと思って、今、実験的にやっているんですが、その場所を借りに行ったんですが、自治会には無償で貸してやると、幾つか無償で貸す団体をずっと羅列されているんですが、NPOは入ってなかったんです、その中に。

確かにNPOは営利企業に近いことをやっているところも確かにあると思うんですが、そこで話をしまして、もともと基準をつくった時点でNPOの活動とか市民活動は想定しなかったんでしょうねという話を上下水道局でやっていたんですが、多分そうですねという、ただ、私たちとしては基準に沿ってないことはできませんからという話で、そういう意味でも、市民協働を進めるのであれば、いろんな部署でそれなりの支援体制といいますか、見直しをできるだけ迅速にやることを考えないと、たまたま私もNPOを始めたのは社会福祉協議会にしたって、連合自治会にしたってなかなか決定するのに時間がかかるわけです。こういうのはなかなか進まないとか、あるいは社会福祉協議会でも年1回の総会で事業計画を決めるので途中でなかなか変更できないとか、それもあって、NPOの場合は非常に機動力も発揮しやすい、軌道修正もできるし、新しいことがあればすぐ取り組むという、そんな利点を持って始めたんですが、また、周辺のところは従来からのやり方を見直すことがなかなかやっていただけないというか、市民協働の促進をするのであれば、そういったところもどこかで啓蒙していくような施策があったらいいなと、こんなふうに感じていましたので、ご報告申し上げます。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございました。

さまざまな問題提起をいただきました。この中にも当委員会で議論した内容もあるとは思いますが、委員の皆様でこの問題提起に対しまして、お考え、ご意見のある方、どうでしょうか。

○ 早川新平委員

今、谷口さんのご指摘はごもっともで、ちょうど、この前に四自連の方とこういう意見交換会をさせていただきました。お互いに1番というのは、ある程度誤解があるところもあるというふうに思います。まして、谷口さんは自治会長経験者ということもございましたし、それから、一つ問題で、先ほど菅瀬さんが、孤独死は仕方ないけれども、放置死はやめようと、そのののころへ行くと、例えば民生委員さんの役割とか、そういうところの地域によってあつれきがあったり、ボランティアさんがやられている、NPOさんがやられていることというのは非常に素晴らしいことなただけけれども、従前にあった組織とバッティングするところがあって、逆に言うと、それは俺のテリトリーやとか、入ってきたとか、今、まさしく谷口さんが指摘されたようなところがある、誤解があるという現状を教えていただいたんですけれども、四自連さんのほうは四自連さんのほうでNPOさんに対する見方という、ちゃんと理解をしてもらっていない、逆に、今までの俺たちはボランティア的なのところが発言も先ほどあったんですけれども、そういったところで、今、委員長が示してくれたから、させてもらっておるんやけど、根本的にこの問題を解いていこうとすると、僕は、NPOさんと四自連の方たちとの誤解のあり方とか、そういうところは話し合いをしてもらおうのが僕は一番早いのかなと、何も会わずにお互いのところやっていくって非常に難しいところがある。

それから、地域性というところがあって、先日、下野・生き域ネットさんのところで、ある方にこういうことをやっているんや、素晴らしいねって私も話しさせてもらっておったところなんですけれども、どちらも地域のまちづくり、それから、ある程度自治会ができない隙間のところをどんどん地域のために活動してもらっているというのが僕はNPOさんやというふうに思っておるんで、誤解があったら後々しこりが残っていくので、同じ地域に住んでいて、それは非常に悲しいことやと思うし、誤解のまま生活をしていくとい

うのは一番難しいところかなという、反骨し合うところというのは、求めているところ、目指しているところではないので、それは非常に感じるんですけども。

○ 谷口欽衛下野・生き域ネット理事長

もっともなこととして、今の四自連の会長さんとはお話しさせてもらっているんですが、ほとんど食い違いはないと思うんですが、実はきょう、下野のほうからお邪魔している3人も自治会長経験者で、1人は連合自治会長もやっていましたし、私は社協の会長も、もう一人も社協の会長もさせてもらっているんですが、人によりまして非常によく理解していただける人とそうでない人と、特に今おっしゃった自治会組織でやっていることとバッティングするという問題については、できたら事業領域もそう片手間でやりたくない、むしろ欠落している部分をやりたいということで始めたものですから、自治会でうまくいっているところ、あるいは社協でフォローされている部分は、それはそれで結構なわけですから、どっちかという手をつけていないところと、それから、実際の活動には手足が要りますので、今の組織で実際に人が出てボランティア的ということ是非常に難しいだろうと思うんです。

私が自治会を担当しているときも、特定の人に出てもらってやってもらおうと思っても、例えば人が要るから20人出そうと思うと、組長を出すのか、あるいは役員の人に全員出してもらうかしかできないというか、誰か何人かやる人、出てくれと言ったところで、なかなか社協の人だって各団体を背負ってきているわけですから、そういう意味ではなかなか手を出しにくいところをやっているんで、そういったあつれきは今ないんですけども、ただ、市民活動をやっている団体がいちいち言って回って、歩くわけにはいきませんので、団体のトップとは話しがよくできるのですが、各自治会長と全部話しができるとか、各民生委員に一々会ってという、その辺が非常に難しいし、何か言いわけするみたいで、いずれわかっていただけるかなと、結局そうなるので、その辺は一般的にそういう啓蒙活動を議会なり行政でやってやっていただけるとありがたいなという、そういう思いで申し上げたわけです。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 田中紘美ライフサポート三重西運営委員長

今、谷口さんがおっしゃった、いろいろ現場で難しいところはあるんですが、この条例をつくっていただいて、そして、第11条の市民協働促進計画のところまで成立すると、もう少し組織的に団体で活動するときに全体的に自治会さんだとかいろんなところのことが少し整理をされていくのかなというふうに思ったんですが、今後の議会で発議されて議決されてという、このタイムスケジュールはどういうふうになっていますでしょうか。

○ 樋口博己委員長

このタイムスケジュールは午前中も確認をさせていただいたところなんですが、7月、8月ぐらいにパブリックコメントを実施させていただきまして、その意見をどう反映するかを検討させていただいて、11月定例会議会に提出をしたいと。その上で議決をされれば、3カ月の周知期間を持ちまして、平成27年4月1日施行ということは今考えております。

あと、先ほど谷口会長からございました活動の場所とかその辺のところ、また、市民参加の促進、こういったところで委員の皆様からご発言をいただければと思いますが。

○ 森 智広委員

先ほど谷口さんのほうが団体事務局の話をしていましたけれども、実は、午前中の特別委員会、このメンバーでさせてもらったんですけれども、そのときも出まして、団体事務局というのは、今、地縁団体が専用で使っておる状況ですけれども、こういったNPOとかボランティア団体にも使えることはできないのかという議論があったんですけれども、実際に市のほうに確認したところ、それは可能だと、地域の判断でそういったNPOとかボランティアの方々が団体事務局を使っただくことは可能なんですけれども、一応それは地域が決めるということですので、恐らく地域の理解で、皆様方の事務も団体事務局にお願いすることはできるかもしれないですけれども、やはり先ほど早川委員がおっしゃったように、連合自治会のほうとNPOさん等との隔りがあるものですから、制度としてはあるんですけれども、なかなかその辺が深いものがあるなというのは今感じております。

○ 谷口欽衛下野・生き域ネット理事長

実際、事務を団体事務局に頼むことは結構難しいと思うんです。私どもは法人でござい

ますので、法人のメンテナンスを、もちろん登記も含めて県の認証をとったり、そういったことを団体事務局の職員の人に頼むのはなかなか難しいだろうという気はするので、むしろ法人の所在地を団体事務局の住所で置いて、郵便物なんかは個人の自宅へ行くんじゃないかと、そこへ行って一旦置いておいてもらったら、のぞきに行って、1日1回、顔を出してという、その程度でいいんですけど、それを地区の市民センターの館長にお願いして何とかできないかと、役所のほうへ紹介してもらって、ちょっと無理でしたという話でしたので、地元の連合自治体、その他の団体とどうこうは全くなくて、今、その辺はうまくいっていますので問題ないんですが、多分幾つか問題があると思うので、そういったことを想定して団体事務局をつくられたわけじゃないと思いますので、もっといろんな側面で見直していただいたらなというふうに思います。

○ 樋口博己委員長

済みません、ちょっと時間の関係もありますので、森委員、済みません。

その辺のところ、午前中も議論ありましたので、行政側でまずは一度整理するようということになっておりますので、後ほどの議論をお待ちいただければと思います。

○ 佐野師英桜ボランティア協会会長

今の議論とちょっと離れるかもわかりませんが、私の意見を述べさせてもらいたいと思いますが、先ほどは副会長のほうがボランティア協会の設立の経緯や今日までの活動、15年活動を続けてきておるわけですが、そのあたりの概略は話しさせてもらいましたけれども、立ち上げに4年から5年かけて準備したわけです。そのときにすごく力になってくれたのが、当時は各市民センターに地域主任というのが見えまして、その地域主任の方と、それからもう一人、福祉担当の方が見えたわけです。その2人の方が猛烈に動いてくださって、地域住民の意識を感知していただいて、コーディネートして下さったわけです。その結果、立ち上げることができたわけです。

そして、ずっと活動を続けておるわけですが、大変実績も上がってまいりまして、広く評価されて、県外からもいろいろ勉強に見えたりするわけですが、私、思いますのに、七、八年前に官から民へという言葉が出てまいりまして、そういう活動はもう民に任すと、官は手を引くという、手を引くとまでは言われなかったですけども、そういう感じを非常に強く受けました。団体事務局もその中でできてきたわけでございます。

これから高齢者がどんどんふえていく中で、地域問題がこれからめちやくちやに起こってくると思います。この条例にもありますように、市民協働、その中に官民一体ということがやっぱり必要でないかなと、そういう地域活動の全てをコーディネートしてくださる人がやっぱり必要であると私は思うんです。

私の強い意見ですけど、それぞれの団体もまちまちで活動していて、それぞれが主張合っていて、私、福祉ネットワークというのを立ち上げておるんですけども、なかなかうまく進んでいかない。だから、それをしっかりとがっちり引っ張ってくださる、官でそういうコーディネーターになっていただく方がそれぞれの地域で必要でないかなというふうな強い思いがあるわけですが、後継者の問題とかいろんなのが課題が噴出していますけれども、これ、なかなか、私たち絶えず話し合っているんですが、決定的な対策も出てまいりませんし、一生懸命会員で頑張っていて、少しでも会員を獲得していく努力はしておるわけですけども、そういうことで官民一体ということについて少し考えていただきたいなど、私の意見でございます。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございました。

官民一体と、また、地域コーディネートということで協力、推進いただきたいということだと思いますが、ちょっとお待ちください。

この点に関して、委員の皆様でどうでしょうか。

○ 中森慎二委員

貴重なご意見いただいてありがとうございます。

まさに官民が一緒になってつくり上げていこうというものがこの条例の根本じゃないかなと私は思っています、第9条のところに市の施策というフレームがありますが、市は市民協働を推進するための市民活動の総合的な窓口を置くとともにということも、今おっしゃっていただいたような各地域の受け皿なのかというだけではなくて、四日市全体を捉える中で、この条例の中で市の役割としてこういうものをちゃんと設けていく、そして、今おっしゃっていただいたような民間の方々と地縁団体の方もお見えになりますけれども、さまざまな活動を支援していく総合的な窓口を行政がちゃんとつくるんだと、そのことをここに我々も担保させていただいて、そこの連携をうまく肉づけをしていく。

もっと言うと、この市民協働促進条例ができることによって、今、地縁団体のお話もいろいろありましたが、NPOの方との話もありましたが、そこも一つの融和をしていただくようなきっかけでもあったりとか、あるいはこの市民協働促進条例ができることによってさまざまな団体が一堂に会して意見交換をしていただくようなそんな場面も行政が提案をしていけるような、そんなような総合的な条例になってほしいなど我々も思っていて、今までいろんな地域の課題がたくさんあると思うんですが、それを踏まえて、もう一歩踏み出していこうと、そういうような条例として捉えていただければありがたいかなと私は思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思っています。

○ 佐野師英桜ボランティア協会会長

済みません、ぜひそういう方向で強力に進めていただきたいと思います。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 伊藤正勝桜ボランティア協会副会長

伊藤です。桜ボランティア協会では病院送迎の担当をしています。

その中で、日ごろ感じていることなんですが、桜ボランティア協会は、自宅から病院へ送迎して、帰りました自宅までということで、足の悪い人にとっては非常に喜ばれているわけですが、地域のポイントを拾って回るコミュニティーバス、そういう感じのものができれば、もっと我々桜ボランティア協会の活動も楽になるかなということで、昨年、市議会で桜と水沢にモデルケースでそういう予算がついたという話を聞いたんですけども、市民センターのほうからもそういう旗振りがなくて、どうなっているのかなと、市民協働というこういう話が出てきましたので、我々としても本当に足が痛くて困っている人はボランティアで率先してやりますけれども、ちょっと歩いて元気な人については、コミュニティーバスでそこまで出てきていただいて、買い物なり病院送迎、そういう形にすれば、もっといろんな方が多く利用されるかなというふうに思うんですけども、そういう話を聞いて、いいことだな、うれしいなと思っていたんですけど、それっきりどこで旗振りされたのか、全然そういう音沙汰がないので、市民協働、こういう形が出てくるのであれば、昨年の方がどうなっているのかな、その辺ちょっとお聞きしたいので、質問させ

ていただきました。

○ 樋口博己委員長

コミュニティーバスに関しましては、直接当委員会のテーマではありませんので、少し確認させていただいて、ご返事させていただくということで、事務局のほうで確認をお願いしたいと思います。

時間もそんなにたくさんあるわけではないんですが、もしよければ、ライフサポート三重西の方からご発言あれば、どうでしょうか。

○ 菅瀬博文ライフサポート三重西事務局長

せつかくです。

今のお話の市民協働促進条例の中で、現実として、私が思うのは、実はNPOも別の団体でさせていただいていて、市の職員の総合窓口が必要だとこちらのほうでおっしゃいましたけれども、コーディネーター役、まさに恐らくは市の職員の役割として、こういうNPOあるいは自治活動をしている団体と市の業務をどうやって組み合わせてコーディネートしていくかというのが、今後、市の職員の能力的なものとして必要だろうと思っておるんです。

ところが、先ほどおっしゃっていただいたように、考え方がまだまだ古いといいますか、なぜ、そういうような考え方を持たずに、例えば新しい活動をやろうとしておる人たちが同じ方向性を持って活動しようとしているにもかかわらず、市民側もなかなかその辺の理解が乏しいとともに、同じように職員もまだまだ、この市民自治活動といいますか市民活動が自分たちの業務の本当は手助けになるというか、助走になるにもかかわらず、反対に圧力団体、もしくは自分たちの仕事を余分にとられるとか、まだ何かそういうような状況かなと現実として思います。

だから、市民側もこういう条例をもっと勉強するべきでしょうし、職員も職員研修として同じ方向性を持って努力をするんだから、自分たちの業務が助かるんだ、決して例えば圧力、あるいは自分たちの仕事をとられるみたいな意識でなく、今おっしゃっていただいたようにコーディネーター役に徹するというような能力開発が今後は特にこの条例の背景として必要ではないかなというふうに、私はお聞きして思いました。

以上です。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

市民もそうだけれども、職員の意識改革が大切だというご意見だと思いますが、この件に関しまして、どなたか、ご発言ありますでしょうか。

貴重なご意見ということで承っていきたいと思います。

○ 近藤靖彦桜ボランティア協会副会長

内容はちょっと違いますけれども、ボランティア協会の事務所が智積町というところで、それは駅前100mも行かないところであるんですが、そこは民家を借りているんです。その大家さんは埼玉県に引っ越しをしまして、こちらに住んでおられないんです。今、契約はしておりますけれども、無償で借りております。いつまで貸していただけるかというのがわかりません。いつ何時、1年以内に出てくれとか、そういうことがあった場合に、事務所が持てない。事務所が持てなければ、活動ができないということですので、できれば小学校なんかの空き教室が十分あると思いますので、貸していただければ、非常に便利で、子供さんの放課後もそこで活動ができるんじゃないかと、学童保育なんかがありますね。そういうような面にも参加ができるのかなと。ただ、事務所がいつも不安定で、いつまでやということが起こる可能性を含んでおりますので、小学校のほうで何とか市のほうとして指導していただいて、貸していただければ一番ありがたいと思います。

○ 樋口博己委員長

この点に関して、委員の皆様、どうでしょうか。

○ 伊藤嗣也副委員長

本当に皆さん、日ごろの活動、敬服いたします。

私も昔、安全なまちづくり条例というのが議員発議できて、その条例をもとに自主防犯パトロールを始めました。そのころを本当に思い出しました。ゼロからのスタートで、青色パトロールを全国に先駆けて防犯パトロールを始めたわけです。そのときも場所の問題、事務所の問題とか、皆様にきょう伺ったあらゆるご意見を自分も経験してまいりました。それを今回のこの条例で、この条例に魂を入れやないかんと思います。

皆様のきょうのご意見が私も魂を入れる一つになるのかというふうに思っておりますので、今後、規則とか細かい運用規定をつくっていく中で、ぜひ参考になったのではないかと思いますので、ぜひ頑張ってください。よろしくお願いします。

○ 樋口博己委員長

時間も迫ってきておるんですが、最後に各団体、一、二分程度で最後に少しおまとめと
うか、思いをお伝えいただければなと思います。

佐野会長からお願いします。

○ 佐野師英桜ボランティア協会会長

今の関連でちょっと一つ。

20年ちょっと前に社会教育課の次長さん中心に開かれた学校づくりという研究会を2年
間持って、隔月で会議を重ねて、かなり意見交換を重ねながら、最後に小学校、中学校も
含めてですが、2回ほど開放教室を仕切って、開放教室は地域に使ってもらうという方向
性をその会議でつくったわけです。それ、どこかにその話し合った記録が残っておると
思いますけれども、それだけで、2年間話し合っただけで、それは凍結されてしまったよ
うな感じですけど、その辺ちょっと一遍確認を、そういう中で今申しましたように、だ
んだん生徒数も少なくなってきたり空き教室もふえてくるということで、こういう地域活
動をしますのに、開放教室、そのスペースを地域に提供してもらうような方向性を出して
いただくありがたいなと、それを一つ。

ボランティア協会、地域に毎日7件以上、依頼者がありまして、病院への送迎を中心
にいろんな活動、介護予防の活動もいろいろやっているわけですが、だんだんと支
援するほうが高齢化してきますので、果たしてこれをずっと続けていくことができるか
なという大変不安を持っておりますが、若い人を1人でも多く獲得していくということで
懸命に頑張っております。済みません。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

活動の拠点というところでは、第14条で市民協働の活性化のために活動の拠点となる施
設の充実という文言もございますので、これはいわゆる公共施設の遊休施設を活用してい

こうという観点でありますので、例えば小学校で空き教室があれば、こういうことも対象になるかと思えます。ただ、これは地元の学校等の調整が要りますので、一概にオーケーですよという話じゃないんですが、こういった考え方も盛り込んでおりますので、ご承知おきいただきたいと思えます。

それでは、谷口会長、お願いします。

○ 谷口欽衛下野・生き域ネット理事長

この第14条を拝見しまして、今、私どもの事務所は私の家の空き部屋を使ったり、敷地内に物置を置いたりやっているんですが、これを拝見したとき、これはありがたいなと思ったので、大変期待しておるんですが、市民協働促進条例、大変結構なことだと思いますし、精神は非常によくわかるんですが、この後で例えば実施の要綱でありますとか、計画でありますとか、いろんなことが出ていると思うんですが、得てして実施計画もやっぱり抽象的になってしまったりということで、どうでしょうか、抽象的になればなるほど、職員の方の解釈によって随分変わってくるような気がいたしまして、私ども、今、窓口でお世話になっている下野地区の市民センターにしても、あるいはそこで紹介されて役所のほうへ参りましても、個人の方によって対応していただく、それぞれ熱心にやっていただくのですが、熱心さの向きによって随分変わって来たりしますので、できれば、具体的に施策を決めていただくと非常にありがたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 田中紘美ライフサポート三重西運営委員長

済みません、私、これに参加させていただいて、地域の人たちと本当につながりながらという部分で、何のために協働で何をやっていくかという部分で、本当に地域の中で、特に桜さんもそうだと思いますけれども、私たちの団地も菅瀬さんが申し上げたように非常に高齢団地で、これからまだまだもっと急速に高齢化をしていく団地なものですから、その中で自分たちが本当に助け合って、なるべく長く団地の中で生活できるという部分で頑張っていきたいとは思っているんですが、高齢団地の場合で、高齢団地の中で助け合うという

部分だけではなくて、そういう団地の活性化は、助け合うという市民のそういう部分だけではなくても解決しない。本当に行政のまちづくりのあり方で、若者がもっともっと、高齢団地といっても、私たちの場合には非常に安心できる団地なんです。だから、福祉の部分というところではなくて、若者が安心して住んで、子育てができるには非常にいいところなので、むしろ行政に考えてほしいのは、まちづくりのそういう部分で、例えば家を売りたいくても税金をたくさん払わなければいけないしとかという、そういう空き家の対策ですとか、そういう部分で助けていただくと、高齢団地にとっては非常にもっと活性化をしていくという部分をずっと感じてまいりました。

市民協働のこの辺は本当に大事な部分ですが、私どもも自分たちで自分たちのところを一生懸命考えて、自分たちなりの方法で主たらしむるといふか、自分たちが主になってやっていくという部分を、そこを一番大事にさせていただいて、例えば市民の役割なんかをもっともっと市民の方にこういう部分の大切さを広げていただいたり、情報提供をしていただいたり、そういう部分をやっていただけると、谷口さんおっしゃったように、私たちが自分たちでこうでこうでという部分ではなくて、市民全体にそういう部分の意識を広げていただくと非常に助かるなというふうに思います。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

空き家に関しましては、現在、理事者から提案中ですので、空き家の適正管理、また、空き家の活用という部分でありますので、これもまた注視いただきたいと思います。

本日、短い時間の中でありましたが、貴重なご意見をいただくことができました。これはまた改めてこの委員会の中でいただいた意見を精査させていただいて、どのように魂として盛り込んでいくかということをも改めて議論をさせていただきたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。

それでは、これで、桜ボランティア協会さん、下野・生き域ネットさん、ライフサポート三重西さんとの意見交換を終了させていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

委員の皆さんは日程の件だけありますので、少しお残りいただきたいと思います。

済みません、委員の皆様、日程のことだけ確認をさせていただきたいと思います。

午前中の議論で、ぜひともスケジュールが大変厳しい中であるけれども、一度きょうの

ご意見いただいた中で、4月中に確認する場を持ちたいということで確認をさせていただきましたので、もし皆さん、ご同意いただけるのであれば、4月30日10時から閉会議会の予定をされております。これの前に、例えば9時から45分程度、あるいは1時間確保したいということであれば、8時45分から9時45分の1時間程度、このあたりしか日程的に確保しにくいのかなと思っておりますが、どうさせていただきますでしょうか。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

時間はどうしましょう。8時45分、9時。

8時45分ということではうなずいていただけましたので、8時45分から1時間程度ということで、4月30日8時45分から9時45分の1時間ということでお願いしたいと思います。

そして、5月22日、23日の日程も確認をさせていただきたいんですが、どうでしょうか、22日がだめな方、お見えになりますか。23日がだめな方。

そうしましたら、5月22日10時から午前中ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 芳野正英委員

さっきの小林委員の提案で、4月でそこを確定ということで言うと、22日は作業としてはどういう流れになるんですか。

○ 樋口博己委員長

4月30日の1時間程度で確認がとればいいんですが、最大の努力はしたいと思ひますが、できなければ、5月22日に繰り越すかなというふうには考えています。

○ 小林博次委員

余り繰り越さんほうがいいと思ひうけどな。

別件で、この条例の中で決めた以降、パブリックコメントに入っていくわけやね。

○ 樋口博己委員長

はい。

○ 小林博次委員

入っていくときに、例えば行政側できちっとしてもらわなあかんのは、第8条やと市の職員に関する啓発、研修、これ、どんなことでやっていくのということなんかも事前に確認しておかんとあかんと思っておるんよ。

それから、例えば第9条なんか財政支援、どんなこと考えているの。これは基金制度とかと関連して、基金制度ではない制度、だから、第15条の制度はどんなことを考えているのか、あらかじめ、これ、たたき台がないと説得力に欠けてくる場面があらへんかなと、そのほかにも市民協働促進委員会というのは、要綱か何かつくって多分選ぶと思うんやね。だから、そういうものをあらかじめつくっておかんとだめかなと思っておるんやけど、そういう打ち合わせを行政側とすべきではないかなと。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。小林委員おっしゃるとおり、具体的な逐条解説は議論させていただきました。要綱なりを次回までにできるのかな。

○ 小林博次委員

これもこっち側できやんで、行政側やから。

○ 樋口博己委員長

そうですね、理事者の皆さん、今、小林委員から発言がありました件ですが、どれぐらいでできますか。

○ 中森慎二委員

小林委員がおっしゃっているところは大事なことだと思うんですが、ここの条例の議論の中で、条例制定以降の行政側の役割としてその部分の制度設計をやってもらうんだというところの区分は一線を引いていたところがあるのかなと思うんです。仮にたたき台を示していただいたとしても、まだそれをパブコメにひっつけて出せるということではないわけです、ですので、今の時点では、条例と逐条解説の領域は超えませんが、それは認識

をして今後の制度設計を条例制定以降、どうしていただくのかというのは、また担当委員会などで要綱などを提案いただいて、議会の中でも議論していくという、一つ次の段階というふうな整理をしないと、ちょっとそれに入ってしまうと非常に重たくなってしまうのかなという気がちょっとしまして、重要なことであるんですが、ですので、それは次の段階の制度設計として理事者のほうで整理いただくということでどうなのかなというふうに思います。

○ 小林博次委員

それでええんやけど、取り組んでおかんと、多分かなりの質問があるときに、よう答えやんことが始まるんかなと思うよ。だから、あらかじめ受けられる条件なりは行政側でつくっておくべきではないのかなと、こっちへ出してくれと言うておるわけじゃない。

○ 中森慎二委員

ただ、これは議員発議という領域ですので、議員が特別委員会としての発議をしていくという性格上、行政発議の市長提案の条例ではないということでのパブコメの違いがあってもいいと私は思っていますので、そこの整理でちょっと、今後の課題としても十分それをやっていかないかんことはわかっているのですが。

○ 樋口博己委員長

そうしますと、パブコメを終えて、少しパブコメの意見をどう反映するかという検討段階では、理事者側としては整理を終えていただくというようなスケジュール感でしょうかね、今のご発言のことを考えると。ですから……。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

そうですね。7月いっぱいぐらいでどうでしょうか、理事者の皆さん。7月。

(発言する者あり)

○ 前田市民文化部長

具体的にいろいろ今まで議論があったということはありますけれども、やっぱりこの条例の考え方を踏まえて、我々はそれに取り組むという流れで来ておりまして、具体的にこれをどう組み立てていくかというのは今そういう用意が、いろんな考え方の検討ということの一つの材料みたいなものが、それは現実にはあるんでしょうけれども、それをどう市として組み立てていくかということについては、そういう短期間ではちょっと難しかろうという今は印象を持っておりますので、7月にそういうものをお出しできるかということについては、ちょっと今申し上げにくいと思います。

○ 樋口博己委員長

わかりました。それでは、早急に準備に入っていただきたいということをお願いしたいと思います。

そういう形でよろしいでしょうか。

○ 小林博次委員

ええよ。どうせサボるやろから、早いところ締めておかんとまずいかな、そう思っておる。

○ 樋口博己委員長

親心だということで、ありがとうございます。

そうしましたら、これで終了したいと思います、ほかによかったでしょうか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

それでは、きょう一日、長丁場の委員会でありましたが、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、次回は4月30日8時45分、早朝ですが、どうぞご参加のほうよろしくお願ひしたいと思います。

きょうは、大変にありがとうございました。

16 : 00 閉議